

二段の推定とその限界

【文献種別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和4年6月30日
【事件番号】 令和4年（ネ）第225号
【事件名】 債務不存在確認請求控訴事件
【裁判結果】 原判決取消・請求認容
【参照法令】 民事訴訟法228条4項
【掲載誌】 判時2570号19頁
◆ LEX/DB 文献番号 25596349

明治大学教授 岡田洋一

事実の概要

A社は、D信用金庫から1000万円を借り受けるに当たり、平成16年12月28日付で信用保証協会であるY（被告・被控訴人）に保証委託の上、当該借入金を借り入れた（以下、A社・Y間の信用保証委託契約を本件保証委託契約、A社のDからの借入金を本件借入金とする。）。本件保証委託契約の契約書（以下、本件契約書とする。）の連帯保証人欄には、X（原告・控訴人）名義の署名（以下、本件署名とする。）およびX名下の印影（以下、本件印影とする。）がある。本件署名は、Xの従業員であったEが上司の指示に基づいて行ったものである。本件借入金を代位弁済したYがXに対し求償金等債務にかかる保証債務の残高を通知したところ、Xが債務不存在の確認を求めて出訴したのが本件であり、いわゆる保証否認の事案である。

なお、Xの父であるBは、C社の代表取締役であり、A社はC社の大口取引先であった。

本件印影がXの実印（以下、本件実印とする。）によって押捺されたものであることは当事者間に争いが無いところ、原判決（大阪地判令3・12・14判時2570号24頁）は、いわゆる二段の推定を妨げる特段の事情はないとして、本件契約書に基づくX・Y間の保証契約（以下、本件保証契約とする。）の成立を認め、Xの債務不存在確認請求を棄却した。これに対してXが控訴を提起した。

判決の要旨

原判決取消・請求認容。

「(1) 私文書の作成名義人の印影が当該名義人

の印章によって顕出されたものであるときは、反証のないかぎり、その印影は名義人の意思に基づいて顕出されたものと事実上推定されるところ、本件契約書のX名下の印影はXの実印が押捺されて作出されたものであるから、反証のない限り、X本人の意思に基づいて顕出されたものと事実上推定され、その結果、民法228条4項により、本件契約書は真正に成立したものと推定され、Xが本件保証契約を締結したものと認められることになる。しかしながら、以下のとおり、本件においては、Xの意思に基づいて当該印影が顕出されたとの事実上の推定を妨げる特段の事情があるというべきである。」

「(2) 本件署名をした者について

……本件署名は、A社の従業員であったEが上司の指示に基づいて記載したものであり、このことは、Eの証言その他の関係証拠《略》から優に認められる。……Xは、A社との直接の接点は全くなかった者であり、自ら署名することを困難とする何らの事情もないのに、面識さえない同社の従業員に代筆を委ねるなどということは、通常では考えられない、不自然を通り越して異常な行動というべきである。」

「(3) XがAのために保証を引き受ける理由、動機について

Aは、Bが経営していたCの大口の取引先であるが、X自身はCの経営には関与しておらず、A社とは何の関わりもなく、その従業員と面識はなかった。そのような立場のXにおいて、A社のために本件保証契約を締結すべき理由、動機があったとは、到底考えられない。……Bにおいて、自身が経営するCの保証人にもなったことがない実

の娘であるXに対し、Bすら保証人となっていないAの債務の保証人になるよう依頼したとはおよそ考え難い。Bとして、A社の資金繰りを支援したいという程度の動機はあり得たとしても、娘を重大なリスクにさらすことになる保証人の調整・説得を主導する理由としては、およそ見合わないものと考えざるを得ない。」

「(4) Xの実印が使用されている点について

本件印影は、Xの実印によるものであるが、(必要な場合はBに押印を代行してもらおうのが通例で、要請があれば一時的に保管を委ねていたという保管状況にあり、〔括弧内筆者〕『注意深く管理されているはずの実印が使用されている以上、本人の意思に基づくものであることが強く推認される』という前述の真正な成立の事実上の推定が働く根拠が、本件ではそもそも妥当しないというべきである。」

「(5) X関係公的書類の提出について

……BがA社の(実質的な経営者である〔括弧内筆者〕)Fから受けたという説明(Bに万一のことがあった場合にA社に対する売掛金債権をXに引き継げるようにする手続を行うこと、X関係公的書類はそのために必要であること)には、会社と個人の債権の混同が疑われるなど、合理性の疑わしい内容も含まれているが、法律知識の乏しいBが上記説明を信じたとしても不思議ではなく……上記の趣旨を述べる証人Bの証言の信用性を否定する根拠となるものではない。」

「(6) Yからの督促書面に対するXの対応について

……XはYからの督促書面を複数回受け取りながら、Bにこれを交付するだけで特段の対応をしなかったことが認められる。……市井の人々の現実の行動様式として考えた場合、予防法学的に推奨される行動とはいえなくても、上記のような事情により、真実は保証をしていない者に送付された督促書面が黙殺されてしまう事例は、決して少なくないと解される。換言すれば、督促書面に対して特段の対応がなかったとの一事をもって、保証意思があったと推認する推認力は、限定的なものにすぎないというべきである。」

「(7) 以上に述べたところを総合すれば、本件保証契約については、Xの意思に基づいて締結されたものとはいえないと認めるに足りる特段の事情があるということが出来る。本件契約書の連帯

保証人欄のX作成部分は、真正な成立が認められず、以上の証拠関係の下で、本件保証契約の成立は認めることができない。」

判例の解説

一 はじめに

挙証者が文書を証拠資料として用いる際には、まず対象となった文書の記載内容が作成者の思想の表現であることを証明し(民訴228条1項、形式的証拠力)、その上で、文書の記載内容が要証事実の証明に役立つことを証明しなければならない(実質的証拠力)という二段階の証明が必要となる。形式的証拠力は、法文上は「文書の成立の真正」等と表記されているが(民訴228条、229条、230条等)、その証明は容易ではなく、挙証者の負担を軽減するため民訴法228条は文書の種類に応じて法定証拠法則を規定する。そして、私文書については「本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定」される(同条4項)。ただし、押印については文書上の押印が本人の意思に基づくことが証明されなければならないが、この証明も困難を伴う。そこで、民訴法228条4項の推定の前提として、文書上の印影が本人の印章によるものであることが証明された場合には、反証がない限り、本人の意思に基づく押印であるという事実上の推定を受けるとの理論が判例法理として定着している(最判昭39・5・12民集18巻4号597頁)。すなわち、判例法理による事実上の推定(一段目の推定)と民訴法228条4項による法定証拠法則による推定(二段目の推定)が組み合わせられて文書の真正が推定されることになる。これを二段の推定という。両者は別個・独立の推定であり、相手方は、一段目の推定に対する反証を行うことも、二段目の推定に対する反証を行うこともできる¹⁾。

本件は、「一段目の推定」を妨げる特段の事情について、判旨(2)～(6)の事情があるとして、本件契約書の連帯保証人欄の真正な成立を認めず、本件契約書の成立を否定したものである。

二 二段の推定とその限界

二段の推定についてのリーディングケースである上記最判昭39・5・12は、本件と同じいわゆる保証否認の事案において以下のように判示し

た。すなわち、「民訴 326 条〔現 228 条 4 項〕に『本人又ハ其ノ代理人ノ署名又ハ捺印アルトキ』というのは、該署名または捺印が、本人またはその代理人の意思に基づいて、真正に成立したときの謂であるが、文書中の印影が本人または代理人の印章によつて顕出された事実が確定された場合には、反証がない限り、該印影は本人または代理人の意思に基づいて成立したものと推定するのが相当であり、右推定がなされる結果、当該文書は、民訴 326 条にいう『本人又ハ其ノ代理人ノ（中略）捺印アルトキ』の要件を充たし、その全体が真正に成立したものと推定されることとなる」。

同判決は、二段の推定における一段目の推定について、わが国では印章（とくに実印や取引印）が非常に尊重され、みだりに他人に手渡さないという慣習が存在し、文書に本人の印章によつて顕出された印影が存する場合には、当該印影は本人の意思に基づいて顕出されたと推定するのが経験則に合致することを基礎としている²⁾。そして、同判決は判例法理として定着し、後の裁判例も同判決を踏襲している³⁾。ただし、一段目の推定は、事実上の推定にとどまるし、その推定は蓋然性の高いものとはいえないことから⁴⁾、この経験則が妥当しない場合、すなわち印章の保管・使用状況に鑑みれば、権限のない他人による押印が認められる場合には、相手方当事者は反証（間接反証）によつてこの推定を覆すことができる。たとえば、同居の親族が名義人の印章を自由に使用できる状況にあった場合（最判昭 45・9・8 裁判集民 100 号 415 頁）、当該印章が家族間で共用されていた場合（最判昭 50・6・12 判時 783 号 106 頁）、会社印・代表者印を第三者に預託していた場合（最判昭 47・10・12 金法 668 号 38 頁）、印章が紛失した場合（大阪高判昭 40・12・15 金法 434 号 8 頁）等である。

また、二段目の推定について、立法過程では「実際やって居ることでありますから、此点を明文を以て明らかにした」ものと説明されており⁵⁾、通説は証拠評価にかかる法則を法律上規定した法定証拠法則であると解している⁶⁾。その結果、相手方当事者は、推定を覆すためには署名・押印の真正につき真偽不明の状態とするか、基礎となる経験則の例外となる特段の事情を反証することになる。

二段の推定は、一段目の推定および二段目の推

定とともに、わが国の「ハンコ社会」における経験則を基礎とした法理である。

三 一般市民が関与する事件における二段の推定

二段の推定が判例法理として一般化された法理として定着すると、個別の事案における具体的な事情は推定を覆すための反証の過程で考慮されることとなる。ただし、反証の際には、その事件毎の特殊性を考慮しつつ、具体的な事実関係に応じた慎重な判断が必要となる。とくに、一般市民が保証人となる保証契約事件や相続関係事件等である⁷⁾。そもそも、二段の推定の法理を形成してきたかつての裁判例において、一段目の推定が争われた事例の多くは手形・小切手の取引に関する訴訟事件であったが⁸⁾、手形・小切手は主として商取引の決済手段として用いられるため、取引安全を保護すべき要請が高く、名義人の印章による印影が存在する場合には、それが名義人の意思に基づいて顕出されたものと推定することが相当であった。これに対して、一般人がかかわる保証契約事件では、個人の保証人保護を図る民法の趣旨にかんがみ（民 446 条 2 項等参照）、推定にはよりいっそうの慎重な配慮が要請されなければならない。

四 署名代理と二段の推定

わが国のハンコ社会を背景として、代理人が署名や押印を行う場合、直接本人の名前だけを示して本人名義で押印を行う署名代理が行われることが少なくない（大判大 9・4・27 民録 26 輯 606 頁）。ただし、署名代理によつて作成された文書について二段の推定を適用すべきか否かについては見解が分かれる。まず、肯定説は、第三者が本人名義の文書を作成した場合の作成者を本人または本人と同視すべき代理人と考えることを前提とする（本人説、実質説）。そして、署名代理は、有権代理として扱う限りにおいて、本人の授権を得た上で作成されていることになり、この場合の本人名義とする表示行為の授権という側面だけを捉えれば、使者による本人の意思表示の場合と何ら変わることがないとする。そうすると、経験則上、当該印影は本人または本人から当該印影部分につき作成権限の授権を受けた者によつて顕出されたものと推定されることから、署名代理の場合であつ

ても二段の推定を適用することが可能であるとす。二段の推定を最大限に活用しようとする見解であり、本判決も採用する実務の大勢とされる⁹⁾。もっとも、署名代理による文書の作成者を代理人と解することを前提に（代理人説、形式説）、否定説からはいくつかの批判がなされている¹⁰⁾。第1に、肯定説は、審理の結果、文書の作成者が挙証者の主張と違う場合に、その記載内容を裁判官が一切斟酌できないのは不当であるとの問題意識を背景にするが、文書はある特定人の思想内容を表すものであり、作成者と書面上の記述との結びつきが認められないならば、その記載内容をもって証拠上特定の者の思想とは到底いえないのであるから、そのような場合に文書に記載されている意味内容を証拠に用いようとすることはできないとする¹¹⁾。第2に、肯定説は、本人が押印したのか、第三者が押印したのか、さらには第三者に代理権などの正当権限が与えられていたのかが争点であるのに、「印影」の存在によって代理権の存在まで推定し、二段の推定を拡張しようとするが、これは「代理権授与」等の重大な事実の有無を審理の過程から排除してしまうことになり、実務感覚に合致しないとする。そして、第3に、自署でない場合にも二段の推定を適用することで、機械的かつ形式的に文書全体の真正ひいては主要事実の推認への道を開くことになり、偽造文書であることを争う機会さえ実質的に減殺される可能性が生じるとして、押印の真正に関する二段の推定の濫用を指摘する。

五 おわりに

二段の推定の適用に際しては、同法理が経験則を基礎とするものであり、各事件での押印に至る経緯は異なる以上、具体的な事実関係に応じた経験則を考慮した上で、慎重に推定が及ぶ範囲および反証を考えていくべきである。二段の推定を絶対的なパターン化した経験則と捉え、形式的・機械的な適用をすることのないように留意しなければならない¹²⁾。

本判決は、一般人が保証人となっている保証契約事件において、Xが保証人となる理由・動機が見当たらないこと、および署名代理が行われていることを含め、二段の推定を妨げる事情として、判旨(2)～(6)の個別具体的な事情を慎重に検討し、かつ、これらの事情を総合的に考慮する。

とくに、原判決が署名代理を認定しつつ、この点を軽視していたのとは異なる。ただし、署名代理がなされた場合についての取り扱いとしては、疑問も残る。本判決は、肯定説を前提とすれば、Xが署名していないという特殊事情を二段の推定を妨げる事情の中で検討し、結果の妥当性を図った点は評価できる。しかし、二段の推定によって代理権授与まで推定させる肯定説に従ったという点で本判決には疑問が残る。そもそも、二段の推定というルールには乗せるべきではなかった事案といえよう。

●—注

- 1) 伊藤真『民事訴訟法〔第8版〕』(有斐閣、2023年)464頁。
- 2) 蕪山巖「判解」最判解民事篇昭和39年度113頁。
- 3) 最判昭40・7・2集民79号639頁、最判昭40・10・29集民80号897頁、最判昭43・6・21集民91号427頁等。
- 4) 坂井芳雄「印影の同一と文書の成立の推定(1)―最高裁判例の受け取り方―」判時428号(1966年)7頁。
- 5) 法曹会編『民事訴訟法改正調査委員会速記録』(法曹会、1929年)635頁〔松岡義正〕。
- 6) 兼子一『新修民事訴訟法体系〔増訂版〕』(酒井書店、1970年)277頁等。これに対して有力説は、法律上の推定と解し、相手方当事者は反対事実を証明しなければならないとする(松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第8版〕』(弘文堂、2015年)505頁等)。
- 7) 須藤典明「判批」伊藤真＝加藤新太郎『判例から学ぶ民事事実認定』(有斐閣、2006年)58頁、川嶋四郎「私文書の成立の真正に関する『二段の推定』についての覚書―その意義の再確認と限界について」春日偉知郎先生古稀祝賀『現代民事手続法の課題』(信山社、2019年)68頁。
- 8) 加藤新太郎「文書成立の真正の認定」中野貞一郎先生古稀祝賀『判例民事訴訟法の理論(上)』(有斐閣、1995年)594頁、森宏司「私文書の真正の推定とその動揺」判タ563号(1985年)28頁。
- 9) 井上泰人「文書の真正な成立と署名代理形式で作成された処分証書の取扱いに関する一試論」判タ939号(1997年)25頁、35頁、川添利賢「署名代理と二段の推定」立教ロー1号(2008年)138頁以下。
- 10) 否定説として、須藤・前掲注7)58頁、川嶋・前掲注7)72頁。
- 11) ただし、須藤・前掲注7)58頁は、記載された意味内容を証拠とするのではなく、検証物としてそのような記載がある文書が存在することを証拠とすることは可能とする。
- 12) 司法研修所編『民事訴訟における事実認定』(法曹会、2007年)390頁。